



座間市
ZAMA CITY

ひと・まちが輝き 未来へつなぐ

令和7年座間市議会第4回定例会（12月）

概要資料

付議案件

補正予算〔6件〕、条例〔7件〕、市道認定・変更〔1件〕、

令和7年座間市議会第4回（12月）定例会提出議案等一覧表

令和7年11月27日提出

No.	議案等番号	件名	ページ
1	議案第62号	令和7年度座間市一般会計補正予算（第7号）	1
2	議案第63号	令和7年度座間市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	3
3	議案第64号	令和7年度座間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	4
4	議案第65号	令和7年度座間市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）	5
5	議案第66号	令和7年度座間市水道事業会計補正予算（第1号）	6
6	議案第67号	令和7年度座間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	7
7	議案第68号	座間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	8
8	議案第69号	座間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	9
9	議案第70号	座間市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	10
10	議案第71号	座間市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11
11	議案第72号	座間市職員の給与に関する条例及び座間市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	12
12	議案第73号	座間市消防団条例の一部を改正する条例	15
13	議案第74号	座間市火災予防条例の一部を改正する条例	16
14	議案第75号	市道の路線の認定及び変更について	17

議案第 62 号

令和 7 年度座間市一般会計補正予算（第 7 号）

歳入歳出補正額： 1,338,574 千円

補正後予算額： 54,812,979 千円

● 主な内容

- ・小中学校の体育館に空調設備を設置するための準備を進めます。
- ・給与改定や人事異動等に対応するため、職員給与費を補正します。
- ・事業の実施に伴う予算の過不足を補正します。

● 補正額の内訳

歳入

- ・中学校整備事業債／小学校整備事業債 281,500 千円／107,800 千円
- ・[国庫支出金] 子どものための教育・保育給付費負担金（保育所） 182,760 千円
ほか

歳出

共に学び、健やかに育つまちづくり

- ・保育所子ども・子育て支援事業費 365,520 千円
- ・中学校施設整備事業費 282,717 千円
- ・小学校施設整備事業費 107,869 千円

共に認め合い、支え合うまちづくり

- ・障がい者自立支援給付等事業費 226,800 千円

持続可能な行財政運営

- ・ファシリティマネジメント推進事業費 13,090 千円
ほか

● その他

- ・継続費の追加
- ・繰越明許費の追加及び変更
- ・債務負担行為の追加及び変更
- ・地方債の変更

問合せ先：財政課長 東 046-252-8194

主な事業

<拡充>

小学校施設整備事業費

1 億 7 8 6 万 9 千円

中学校施設整備事業費

2 億 8, 2 7 1 万 7 千円

小・中学校の屋内運動場（体育館）の環境を改善するため、順次、空調設備を設置します。

本補正予算によって設置を予定している学校（5校）

- ・ ひばりが丘小学校、相模が丘小学校
- ・ 西中学校、栗原中学校、南中学校

問合せ先：教育総務課長 冠 046-252-8356

議案第 6 3 号

令和 7 年度座間市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

歳入歳出補正額： 11,263 千円

補正後予算額： 12,804,387 千円

● 主な内容

- ・給与改定や人事異動等に対応するため、職員給与費を補正します。

● 補正額の内訳

歳入

・職員給与費等繰入金	11,263 千円
------------	-----------

歳出

・職員給与費	10,271 千円
・一般管理経費	992 千円

問合せ先：保険年金課長 原 046-252-7064

議案第 64 号

令和 7 年度座間市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

歳入歳出補正額： ▲ 6, 2 3 4 千円

補正後予算額： 1 1, 5 5 0, 6 4 5 千円

● 主な内容

- ・ 給与改定や人事異動等に対応するため、職員給与費を補正します。

● 補正額の内訳

歳入

・ 事務費繰入金	6, 347 千円
・ 介護保険事業費補助金	861 千円
・ 職員給与費等繰入金	▲13, 442 千円

歳出

・ 一般管理経費	3, 668 千円
・ 職員給与費	▲13, 442 千円
	ほか

問合せ先：介護保険課長 福田 046-252-7138

議案第 65 号

令和7年度座間市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出補正額： 3,869千円

補正後予算額： 2,379,868千円

● 主な内容

- ・ 子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修について、令和8年度に予定していた改修を本年度に実施します。
- ・ 給与改定や人事異動等に対応するため、職員給与費を補正します。

● 補正額の内訳

歳入

・ 子ども・子育て支援事業費補助金	5,053 千円
・ 職員給与費等繰入金	▲1,184 千円

歳出

・ 一般管理経費	5,053 千円
・ 徴収経費	244 千円
・ 職員給与費	▲1,428 千円

問合せ先：保険年金課長 原 046-252-7064

議案第 6 6 号

令和 7 年度座間市水道事業会計補正予算（第 1 号）

- 主な内容
 - ・ 給与改定や人事異動等に対応するため、職員給与費を補正します。
- 補正額の内訳

収益的収入及び支出

収入	
・ 水道事業収益 営業外収益	▲1,264 千円
支出	
・ 水道事業費用 営業費用	▲21,704 千円

資本的収入及び支出

収入	
・ 資本的収入 負担金	▲30 千円
支出	
・ 資本的支出 建設改良費	▲4,992 千円

問合せ先：経営総務課長 菊地 046-252-7182

議案第 6 7 号

令和 7 年度座間市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

- 主な内容
 - ・ 給与改定や人事異動等に対応するため、職員給与費を補正します。
- 補正額の内訳

収益的収入及び支出

収入		
・ 下水道事業収益	営業収益	▲3,004 千円
・ 下水道事業収益	営業外収益	▲240 千円
支出		
・ 下水道事業費用	営業費用	▲11,259 千円

資本的収入及び支出

収入		
・ 資本的収入	負担金	157 千円
支出		
・ 資本的支出	建設改良費	3,555 千円

問合せ先：経営総務課長 菊地 046-252-7182

議案第 68 号

座間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

● 概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が児童福祉法（以下「法」という。）の一部改正により創設されました。

市では、令和8年度から乳児等通園支援事業を実施するため、法第34条の16第1項の規定により当該事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものです。

● 主な内容

(1) 最低基準

内閣府令の基準に従い、又は参酌して最低基準を定め、市は最低基準を常に向上させるように努め、乳児等通園支援事業者は最低基準を超えて常にその設備及び運営の基準を向上させるものとします。

(2) 乳児等通園支援事業者の一般原則

乳児等通園支援事業における人権配慮、地域社会との連携、外部評価の実施等の一般原則を定めます。

(3) 委任

この条例の施行に関し必要な最低基準を「座間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」で定めます。

● 施行期日

令和8年4月1日

問合せ先：保育・幼稚園課長 田崎 046-252-8237

議案第 69 号

座間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

● 改正の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の一部改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 1 項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の制定に伴い、外国人に対する生活保護に関する事務が準法定事務として定められたことにより、当該事務を独自利用事務から削除するとともに、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく本市情報システムの標準化に伴い、新たに独自利用事務を追加するため、所要の改正を行うものです。

● 改正の主な内容

- (1) 外国人の生活保護に関する事務が準法定事務に定められたことに伴う関係規定の整理
 - ア 外国人の生活保護に関する事務に係る規定を独自利用事務から削除します。
 - イ 外国人の生活保護に関する事務に係る規定を独自利用事務として庁内連携して利用できる特定個人情報の対象から削除します。
- (2) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく本市情報システムの標準化に伴う関係規定の整理
 - ア 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務並びに市長又は教育委員会が住登外者宛名情報を利用して行う番号法別表の下欄に掲げる事務及び番号法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務を独自利用事務に追加します。
 - イ 既に庁内連携を行っている事務において取り扱う特定個人情報に住登外者宛名情報を追加します。
 - ウ 市長部局と教育委員会が、住登外者宛名番号管理機能を活用して相互に情報提供を行うことができるようにする規定を追加します。

● 施行期日

公布の日

問合せ先：デジタル推進課長 澤田 046-252-8492

議案第 70 号

座間市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

● 改正の概要

令和7年8月7日に人事院から民間給与との較差（3.62%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、特別給を民間の支給割合に見合うよう期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げる内容の勧告がなされました。

座間市議会議員については、勤務成績に応じた給与はなじまないことから、勤勉手当の支給は行っていません。

このため、座間市議会議員の期末手当について、これまで、一般職の期末手当と勤勉手当を合算した特別給全体の支給割合を基本とし、人事院勧告を参考に一般職に準じて改定してきたことから期末手当の支給月数の引上げを行います。

● 改正の内容

<特別給>

期末手当

座間市議会議員の期末手当の支給割合を次のとおり引き上げます。

区分	6月期	12月期
令和7年度	2.25月	<u>2.30月(現行 2.25月)</u>
令和8年度以降	<u>2.275月</u>	<u>2.275月</u>

● 施行期日

公布の日

問合せ先：職員課長 小林 046-252-7284

議案第 71 号

座間市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

● 改正の概要

令和7年8月7日に人事院から民間給与との較差（3.62%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、特別給を民間の支給割合に見合うよう期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げる内容の勧告がなされました。

常勤特別職については、勤務成績に応じた給与はなじまないことから、勤勉手当の支給は行っておりません。

このため、常勤特別職の期末手当について、これまで、一般職の期末手当と勤勉手当を合算した特別給全体の支給割合を基本とし、人事院勧告を参考に一般職に準じて改定してきたことから期末手当の支給月数の引上げを行います。

● 改正の内容

<特別給>

期末手当

座間市常勤特別職職員の期末手当の支給割合を次のとおり引き上げます。

区分	6月期	12月期
令和7年度	2.25月	<u>2.30月</u> (現行 2.25月)
令和8年度以降	<u>2.275月</u>	<u>2.275月</u>

● 施行期日

公布の日

問合せ先：職員課長 小林 046-252-7284

議案第 72 号

座間市職員の給与に関する条例及び座間市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

● 改正の概要

令和7年8月7日に人事院から民間給与との較差（3.62%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げ、特別給を民間の支給割合に見合うよう期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げるとともに、通勤手当の額を引き上げる内容の勧告がなされました。

このため、一般職職員、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員については給料表の水準、期末手当及び勤勉手当月数並びに通勤手当の額の引上げを行います。

● 改正の内容

(1) 月例給の改定

給料表

一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1万2,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を1万2,100円引き上げます。

行政職給料表については、職務の級1級から7級までの給料月額及び基準給料月額を引き上げます。（平均改定率3.11%）

また、特定任期付職員については、第1号給から第5号給までの給料月額を引き上げます。

(2) 特別給の改定

ア 期末手当

一般職職員の期末手当の支給割合を次のとおり引き上げます。

区分	6月期	12月期
令和7年度	1.25月	<u>1.275月</u> (現行 1.25月)
令和8年度以降	<u>1.2625月</u>	<u>1.2625月</u>

定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を次のとおり引き上げます。

区分	6月期	12月期
令和7年度	0.70月	<u>0.725月</u> (現行 0.70月)
令和8年度以降	<u>0.7125月</u>	<u>0.7125月</u>

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり引き上げます。

区分	6月期	12月期
令和7年度	0.95月	<u>0.975月</u> (現行 0.95月)
令和8年度以降	<u>0.9625月</u>	<u>0.9625月</u>

イ 勤勉手当

一般職職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり引き上げます。

区分	6月期	12月期
令和7年度	1.05月	<u>1.075月</u> (現行 1.05月)
令和8年度以降	<u>1.0625月</u>	<u>1.0625月</u>

定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり引き上げます。

区分	6月期	12月期
令和7年度	0.50月	<u>0.525月</u> (現行 0.50月)
令和8年度以降	<u>0.5125月</u>	<u>0.5125月</u>

特定任期付職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり引き上げます。

区分	6月期	12月期
令和7年度	0.775月	<u>0.90月</u> (現行 0.775月)
令和8年度以降	<u>0.8875月</u>	<u>0.8875月</u>

ウ 期末手当及び勤勉手当の年間支給額

	現行	改定後(令和7年度)
一般職職員	<u>4.60月</u>	<u>4.65月</u>
定年前再任用短時間勤務職員	<u>2.40月</u>	<u>2.45月</u>
特定任期付職員	<u>3.45月</u>	<u>3.60月</u>

(3) 通勤手当の改定

交通用具使用者に対する通勤手当の額を、次に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、それぞれ次に定める額に改めます。

	使用距離区分別手当額					
距離区分 (片道)	10 km以上 15 km未満	15 km以上 20 km未満	20 km以上 25 km未満	25 km以上 30 km未満	30 km以上 35 km未満	35 km以上 40 km未満
手当額 (現行)	<u>7,100 円</u>	<u>10,000 円</u>	<u>12,900 円</u>	<u>15,800 円</u>	<u>18,700 円</u>	<u>21,600 円</u>
手当額 (改定後)	<u>7,300 円</u>	<u>10,400 円</u>	<u>13,500 円</u>	<u>16,600 円</u>	<u>19,700 円</u>	<u>22,800 円</u>
距離区分 (片道)	40 km以上 45 km未満	45 km以上 50 km未満	50 km以上 55 km未満	55 km以上 60 km未満	60 km以上	
手当額 (現行)	<u>24,400 円</u>	<u>26,200 円</u>	<u>28,000 円</u>	<u>29,800 円</u>	<u>31,600 円</u>	
手当額 (改定後)	<u>25,900 円</u>	<u>29,100 円</u>	<u>32,300 円</u>	<u>35,500 円</u>	<u>38,700 円</u>	

- 施行期日

公布の日

問合せ先：職員課長 小林 046-252-7284

議案第 73 号

座間市消防団条例の一部を改正する条例

● 改正の概要

消防団員の欠格条項を定め、及び任命等について所要の改正を行います。

● 改正の内容

(1) 欠格条項

消防団員の適格性を確保するため、次のア～ウのいずれかに該当する者を任命できない要件とします。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 条例の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(2) 任命

幅広い年齢層の任命を可能とするため、上限年齢を撤廃します。

現行	改正後
18歳以上45歳未満の者	18歳以上の者

(3) 分限

ア 降任又は免職の条件に、消防団員に必要な適格性を欠く場合を追加します。

イ 身分を失う条件に、(1)ア又はウに該当するに至った場合を追加します。

● 施行期日

令和8年4月1日

問合せ先：警防課長 山口 046-256-2211

議案第 74 号

座間市火災予防条例の一部を改正する条例

● 改正の概要

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、所要の改正をします。

● 改正の主な内容

(1) サウナ設備に関する基準の整備

従来のサウナ設備（浴場等の建物内に設置されるサウナ設備）を一般サウナ設備とし、対象火気設備等に新たに簡易サウナ設備（屋外等のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備）を追加し、当該設備の位置、構造、管理の基準等について定めます。

(2) 住宅における火災予防の推進

住宅における火災予防の施策として、感震ブレーカーの普及を追加します。

(3) 林野火災予防のための規定整備

林野火災を未然に防ぐため、注意報及び警報の発令制度を設け、必要なときには火の使用の制限を行えるようにします。

(4) 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出の明確化

火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にします。

● 施行期日

(3)及び(4)は令和8年1月1日。ただし、(1)及び(2)は同年3月31日

問合せ先：予防課長 清水 046-256-2211

議案第 75 号

市道の路線の認定及び変更について

● 認定

路 線 名	起 点 終 点	
西栗原46号線	西栗原二丁目4291番12地先 西栗原二丁目4291番1地先	開発行為によるもの

● 変更

路 線 名	新旧 の別	起 点 終 点
東原84号線	新	東原一丁目5957番1地先 東原一丁目5956番12地先
	旧	東原一丁目5957番1地先 東原一丁目5960番6地先

問合せ先：道路課長 佐藤 046-252-8243

令和7年度座間市一般会計補正予算（第7号）

12月定期

歳入

（単位：千円）

款	補正前予算額	補正額	補正後予算額	事業名称	備考
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金等	260,340	3,485	263,825	○国有提供施設等所在市町村助成交付金等	○国有提供施設等所在市町村助成交付金_3,360 = 交付決定によるもの ○施設等所在市町村調整交付金_125 = 交付決定によるもの
15 国庫支出金	11,959,235	315,728	12,274,963	○国庫支出金	○障害者自立支援給付費負担金_113,400 = 歳出の増によるもの ○子どものための教育・保育給付費負担金（保育所）_182,760 = 歳出の増によるもの ○児童扶養手当負担金_7,923 = 歳出の増によるもの ○デジタル基盤改革支援補助金（情報システム標準化・共通化事業）_11,616 = 歳出の増によるもの ○特定防衛施設周辺整備調整交付金_29 = 交付決定によるもの
16 県支出金	3,922,611	148,080	4,070,691	○県支出金	○障害者自立支援給付費負担金_56,700 = 歳出の増によるもの ○子どものための教育・保育給付費負担金（保育所）_91,380 = 歳出の増によるもの
19 繰入金	1,367,599	471,762	1,839,361	○繰入金	○財政調整基金繰入金_471,762 = 財源調整分
21 諸収入	1,128,246	▲1,281	1,126,965	○諸収入	○職員退職手当基金繰入金_▲1,281 = 人事異動等
22 市債	3,240,700	400,800	3,641,500	○市債	○消防施設整備事業債_400 = 緊急防災・減災事業債 ○小学校整備事業債_107,800 = 緊急防災・減災事業債 ○中学校整備事業債_281,500 = 緊急防災・減災事業債 ○社会教育施設整備事業債_11,100 = 緊急防災・減災事業債 (北地区文化センター大規模改修事業)
歳入合計	53,474,405	1,338,574	54,812,979		

歳出

（単位：千円）

款	補正前予算額	補正額	補正後予算額	事業名称	備考
1 議会費	291,447	▲1,314	290,133	○議員報酬及び手当	○議員報酬及び手当_563 = 期末手当の増 ○職員給与費_▲1,876 = 人事異動等
2 総務費	8,784,115	250,184	9,034,299	○電子計算業務費 外	○職員給与費_6,668 = 人事異動等 ○電子計算業務費_11,616 = 健康医療課の健康管理システム標準化において追加作業が発生したもの ○人事管理事務費_▲9,388 = 人事異動等 ○職員退職手当積立金_3,547 = 人事異動等 ○ファシリティマネジメント推進事業費_13,090 = 市庁舎1階東側男性トイレの配管不具合等による更新工事 ○コミュニティセンター管理運営費_1,902 = 最低賃金が引き上げられたことによる増 ○市税過誤納金還付金_12,000 = 法人市民税の還付金の増によるもの ○精算返還金及び市税外過誤納金還付金_200,860 = 大きなものは生活保護と児童手当関係（コロナ関連が落ち着いてきたため） ○市民税事務費_9,889 = 令和7年度税制改正に伴うシステム改修
3 民生費	26,174,341	633,702	26,808,043	○障がい者自立支援給付等事業費 外	○職員給与費_14,634 = 人事異動等 ○障がい者自立支援給付等事業費_226,800 = サービス利用の増によるもの ○児童扶養手当支給事業費_23,764 = 制度変更により支給額が増加したため ○保育所子ども・子育て支援事業費_365,520 = 公定価格の引上げによるもの ○国民健康保険事業特別会計繰出金_11,263 = 人事異動等 ○介護保険事業特別会計繰出金_▲7,095 = 令和7年度税制改正に伴うシステム改修及び人事異動等 ○後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金_▲1,184 = システム改修及び人事異動等
4 衛生費	3,598,142	15,349	3,613,491	○職員給与費 外	○職員給与費_15,349 = 人事異動等
6 農林水産業費	83,219	61	83,280	○職員給与費 外	○職員給与費_61 = 人事異動等
7 商工費	306,554	▲6,268	300,286	○職員給与費 外	○職員給与費_▲6,268 = 人事異動等
8 土木費	2,762,405	▲19,647	2,742,758	○職員給与費 外	○職員給与費_▲19,647 = 人事異動等
9 消防費	2,436,799	56,952	2,493,751	○職員給与費 外	○職員給与費_56,952 = 人事異動等
10 教育費	6,286,051	409,555	6,695,606	○職員給与費 外	○職員給与費_18,969 = 人事異動等 ○小学校施設整備事業費_107,869 = 体育館の空調(相模が丘小、ひばりが丘小) ○中学校施設整備事業費_282,717 = 体育館工事と体育館の空調(南中・栗中・西中)
歳出合計	53,474,405	1,338,574	54,812,979		